

# 見積期間の確保に係る運用基準

平成 15 年 4 月 1 日  
訓令第 40 号

建設業法第 20 条及び同法施行令第 6 条に規定する建設工事の見積期間について、下記のとおり基準を定める。

## 記

1. 建設業者に適正な見積りを行わせるため、標記見積期間については、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休暇を除いて期間の確保を行うものとする。

## 附 則

この運用基準は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。